

松江家庭裁判所委員会（第34回）議事概要

第1 日時

平成29年2月22日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員長）増田耕兒

（委員）池田知弘，大國羊一，太田敦久，小田川俊明，木村悦子，
杉山順一，高浜澄子，西村昌志，原 市，藤尾智敬，
村田英治

（五十音順敬称略）

（説明者）上田裁判官，宮崎首席家庭裁判所調査官，津森首席書記官，
大野主任書記官

（事務担当者）廣澤事務局次長

（庶務）草野総務課長，土井総務課課長補佐

第4 テーマ

成年後見制度について

第5 議事

1 説明

DVD「わかりやすい成年後見制度」を視聴し，その上で，主任書記官が，「不正対応」，「市民後見人の概要」，「家庭裁判所が行う手続案内の状況等」について説明を行った。

2 質疑応答，意見交換

別紙のとおり

3 次回委員会のテーマ

利用しやすい裁判所について

4 次回開催日時

平成29年7月4日（火）午後1時30分

(別紙)

質疑応答・意見交換

委員長：成年後見制度について、DVDを視聴していただき、また、裁判所の仕事を中心に御説明しました。これらについて御意見等をお願いします。

A委員：パンフレット「成年後見制度-詳しく知っていただくために-」の中に、「保佐」及び「補助」に係る成年後見人等の権限として、「特定の事項についての同意権」あるいは「特定の法律行為についての代理権」と記載してありますが、具体的にはどのような事項になるのでしょうか。該当する事項の具体例がパンフレットに記載してあれば良いと思います。

そのほか、市民後見人の説明の際に話があったのですが、成年後見人の職務としての、身上監護の中身について教えてください。

説明者：同意権については、民法13条に定められている事項、元本の領収又は利用、預貯金の払戻し、債務の弁済の受領や金銭の貸付、借財又は保証、不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為などが主なものです。

また、代理権については、不動産の取引、預貯金の解約や保険の契約、相続の承認や放棄、税金の申告や納付などが主なものになります。

身上監護については、一般的に身の回りの世話と誤解される方が多いのですが、ここでいう身上監護とは、施設と契約を結ぶことなどを指します。身上監護に当たるものの例として、例えば、本人が施設に入るために施設と契約を結ぶに際して、本人は判断能力がない状態ですから、自分で契約することができません。そこで、代理権のある後見人が施設と利用契約を交わしたり、本人が自宅で生活をしている際のいわゆるライフラインの支払をすることも身上監護の一環の法律行為となります。そのほか、例えば介護に必要な設備や不動産などの購入、あるいは生活に必要な物の購入なども該当します。

市民後見人との関係で御説明しますと、市民後見人の良いところは、本人と身近な地域に住む方が、本人に寄り添ってきめ細やかな配慮をして後見事務を行えるところだと考えられています。例えば10日に1回くらいのペースで本人の元を訪れて現況を把握するなど、本人に寄り添って後見事務を行うことが期待されるという意味で、市民後見人は注目

されています。

A委員：医療を受ける，例えば手術を受ける際に同意書にサインをしたりすることも後見人の職務になるのですか。

説明者：医療行為に関する同意が後見人の職務に含まれるかどうかについては，議論が分かれているところです。立法の見直しも行われるという情報がありますので，そのことも当然議論になるだろうと私個人としては考えています。

B委員：成年後見制度という言葉は聞いたことはあるのですが，私の周囲にいる認知症の親を介護している人などから成年後見制度ということを知ったことがありません。市の社会福祉協議会などが窓口になるとは思うのですが，介護施設等を利用していない一般の方などはどこで制度を知ることになるのでしょうか。また，裁判所と行政機関との連携についてはどうなっていますか。

説明者：事前にお配りしております最高裁判所作成のパンフレットは，島根県庁や市町村役場などに配布して活用していただいています。例えば市役所では，後見制度に関する困りごと相談があった際に，その説明資料として活用していただいています。そのほかに，役場のロビーなどに備え置いて，訪れた方に自由に御覧いただくなどしています。

一般の方が成年後見制度を知ることになるきっかけについて，成年後見制度を利用する動機から見ると，最高裁判所の統計資料では，第1位が，預貯金の管理や解約，第2位が，介護保険契約のためとなっており，本人のために施設費用を出したいと考えて金融機関を訪れた際に成年後見制度の説明を受けて制度を知ることが多いようです。また，介護施設入所に当たり，本人が自分で契約書を書けないときに，施設から本人に代わって代理権限を持った人が契約をする必要があるとの説明を受けて，初めて成年後見制度を知ることがあるようです。

そのほかには，各自治体の地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員，あるいは介護施設の職員からの紹介を受けて，成年後見センターを訪れて相談して制度を知る方や，裁判所に直接質問に来て制度を知る方がおられます。

成年後見センターとは，弁護士，司法書士あるいは社会福祉士といった専門的な知識と

技能をお持ちの方々が集まって、後見事務のあり方についていろいろ研究をされ、また、裁判所からの依頼に基づいて、後見人として専門職の方を紹介するという団体です。

裁判所と行政機関との連携についてですが、年に1回、成年後見センター、裁判所、社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会などが集まって、後見事務に関する実務上の諸問題について意見交換を行っています。それとは別に成年後見センターとは年に数回程度、同じように実務上の問題点について意見交換を行っています。

現状は今述べたとおりですが、委員の方からも御指摘がありますように、成年後見制度をよく知らないという方は、やはり多いのだらうと思っております。行政機関としっかりと連携をとっていきたいと考えています。

委員長：一般の方に成年後見制度を説明するに当たって、どういうところを手厚く説明すると効果的になるかという御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

C委員：私は、島根県社会福祉協議会に勤務をしており、成年後見という言葉自体は知っているのですが、一般的には、あまり知られていないと思います。社会福祉協議会の業務として、いろいろな福祉団体の事務局を担当しているのですが、子どもが障害をお持ちの方の親御さんの会や、重度の心身障害をお持ちの方の施設の関係で成年後見制度の話が出ます。そこでは、結構辛辣な意見が交わされています。もちろんそれが正しい理解であるかどうかということはあると思いますが、いわゆる噂話を含めた意見としていくつか紹介をさせていただきたいと思います。

まず、どうしたら一般の方に成年後見制度を理解してもらえるかということについてですが、裁判所に相談するということ自体、一般の方にはとても敷居が高いことです。いろいろなところで成年後見制度のことは聞くのだけれども「具体的にどうしたらいいのか」、「誰に相談すればいいのか」という話になったときに、直ちに裁判所に出向いて相談することには高いハードルがあります。また、裁判所に出向いたとしても、手続に必要な書類一つ一つをとっても一般的に馴染みがないというか、書類を取得するのにどうすればよいかといったところから始まって、なかなか入り口にたどりつくことも難しい。あるいは説明を受けても理解できずに、そこでくじけてしまって、結局あきらめてしまうという方が結構いるという話を聞きます。

そうは言いつつも、なぜその方々の間で成年後見の話が盛り上がるかという「親亡き

後問題」というのがありまして、親としては、自分が死んだあとに子どもはどうなるのか、お金の管理をどうするのか、という意識を強くお持ちです。そういった心配をされている親御さんは、子どもにかかるお金というのは自分が支出して、年金は「この子の将来に必要なだから。」とずっとためているわけです。年金が数年分たまると結構な金額になるのですが、子どものために「私が一生懸命我慢してためた。」という意識でいらっしゃいます。しかし、先ほど成年後見支援信託の説明でもありましたが、預貯金が一定額以上あると裁判所から電話がかかってきて「信託制度を利用してください。」と言われる。成年後見支援信託の必要性については理解できるものの、子どものことを心配してためたお金であり、しかも裁判所の許可を得て自分が後見人になり、今まで子どもの財産を適切に管理していたのになぜ預けろと言われなければならないのか、しかも、信託制度を利用するためには広島まで行かなければならないというお話を聞きます。先ほどの説明では、身の回りに関する金銭を除いて信託すればいいという話のようですが、皆さんの理解としては「持っている金を全部信託しろ。」と言われているという理解です。結局、情報不足や感情的なことで二の足を踏んだり、あるいは背中を向けてしまっている人が結構いらっしゃるのが現実です。

そのほかに、成年後見支援信託制度の利用を勧められる人は、島根県では預貯金が1200万円以上と言われているけれども、広島県では預貯金が4000万円以上ないと言われないといった話がまことしやかに伝わっています。

やはり、制度を運用している裁判所が、いろいろな場所で直接説明すれば、ずいぶんと敷居も低くなると思います。裁判所は、市民後見人になろうとしている方の講習会には出かけていらっしゃるようですけれども、制度運用する側の裁判所が、悩みを持っている方々に対して直接説明を行う機会をぜひ持っていただきたいと考えます。説明会の開催に当たっては、社会福祉協議会が協力させていただきますし、島根県は東西に広いので、松江1カ所ではなく、西部地区でも機会を設けていただきたいと思います。個々の相談はできないと思いますが、開始時刻を調整するなど、配慮して開催していただくと、参加者が多くなり、制度の利用を本当に必要としている人の理解が進むのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。成年後見制度に対する裁判所の広報活動自体が十分に行き渡っていない点もあったとは思いますが、これからも地域の各機関と連携を取りながら、それに努めていきたいと考えております。

C委員：肉親ですと「私が子どものためにやることがなぜいけないのか。」といった感覚がとても強いので、本人のための制度であるということを丁寧に分かりやすく説明してほしいと思います。

委員長：親族後見人の不正の事案は、そういったところの認識のずれから生じているところも結構ありますので、そこを調整していけば、故意に不正を働いたもの以外は、減っていくのではないかと考えております。

D委員：専門職後見と親族後見の割合を教えてくださいませんか。

また、松江家裁と成年後見センターとの連携についてもう少し詳しくお聞かせください。

説明者：専門職後見人と親族後見人の割合ですが、全国では、全体の30%が親族後見人、60%が専門職後見人です。

松江の成年後見センターに対して、当庁から後見人の推薦依頼を行い、弁護士、司法書士及び社会福祉士などの専門家の方を、後見人として推薦していただいています。

本人の生活状況だったり、あるいは財産管理がどの程度必要な状況なのかということは、本人の生き方によって様々です。したがって、専門家を後見人として選任する場合でも、どの職種が後見人としてふさわしいのかということは、かなり検討する必要があります。その点について、家庭裁判所と成年後見センターの間で連携をとって、適切な後見人が選任できるように努めています。

裁判所が成年後見センターに推薦依頼を行い、これに成年後見センターが応じるというスタイルは、全体的に見るとそれほど多くないように思われます。窓口が一つになって推薦を受けるのは松江の特徴的なところだろうと思いますし、利用促進推進法の基本計画でも、まず自治体を中心になって必要な機関を設けて後見人を支えていくというシステムを考えているようなので、そういう意味では、それに親和性があるような制度をとっているのではないかと、私としては考えているところです。

委員長：裁判所としても、これから地域の実情を十分見据えながら対応していく必要があると考えております。その意味で、関係機関、成年後見センターもそうですし、自治体とも

密接な連携をとりながら、問題について互いに相談しあえる、そういった関係をつくっていきたいと考えております。皆さんの協力をお願いしたいと考えています。

A委員：全国の統計によると親族後見が30%、専門職後見が60%とのことですので、そのほかの10%は市民相談にまわっているのかなと思いました。補助制度を利用するかどうかのグレーゾーンの方が数的には多いと思うので、裁判所、社会福祉協議会又は市町村にしても、適切に連携を取って、相談者がどこかの相談先に行きつけるようにしていただければと思います。

委員長：自治体と協力しながら、裁判所を含めた地域の各団体でネットワークをつくり、本人に対して適切な後見が可能になるような制度を作っていきたい思っております。

D委員：松江市社会福祉協議会でも様々な相談を受け付けております。高齢者、障害者、生活困窮、このような社会情勢が一つの世帯の中で絡み合って、困難な状況となっています。社会福祉協議会としても、できる限りワンストップでやっていきたいという決意を持っておりますので、連携のほどどうぞよろしくお願いします。

E委員：私は出雲の後見センターに所属しています。福祉の専門家であるケースワーカーや施設の職員など、後見にかかわる複数の業種で、一つのケースについて、どんな支援が必要なのかを検討しているのですが、特定の分野の専門職だけでは判断できないことが多いので、後見という分野では皆さんとの連携が必要だということを実感しています。

F委員：やはり裁判所というところは非常に敷居が高いですし、また、士業に依頼するとお金がかかるというイメージがありますので、成年後見制度を利用された方がどういった経緯で制度を知ったのかということ、統計をとるなどして参考にすることも必要ではないかと思えます。

そのほか、成年後見制度の手続の流れは本人の資産背景によって違うと思うのですが、成年後見の申立てから審判が確定するまでにはどの程度の期間がかかるのでしょうか。

説明者：申立てから審判が出るまでの期間ですが、これはやはりケースごとに異なります。

本人の状況を鑑定しない場合に比べ、鑑定を行う場合はどうしても日数がかかります。全国的な数字としては、平成27年の段階で、終局した事件の中で、2カ月以内に終局したものが全体の76.2%となります。4カ月以内に終わったものは94.7%です。

G委員：今後ますます高齢化社会が進む中で、成年後見制度がとても大事な制度だということが分かりましたので、やはり制度の正確な周知が必要であると感じました。DVDやパンフレットなどは、例えばドラマ仕立てにして、親が島根に住んでいるのだけれども子どもたちは都会に住んでいる場合などと設定して、どこでどういう相談をすれば良いのかといったことが分かるように、個別のケースなどを盛り込むと分かりやすいと思いました。そのほか、本人が遠隔地に住んでいるときの相談の実例について教えていただきたいのですが、松江に本人である親が住んでいる場合には、子どもとしてはまずは松江家裁に相談するということになるのでしょうか。

説明者：申立てを行う管轄地としては本人の住所地ということになりますが、手続についての御相談は、全国のどこの家庭裁判所でも行うことができます。

H委員：不正事案の件数が気になりました。裁判所が選任した後見人が不正をするということは、ある意味由々しき事態だと思うのですが、親族後見人と専門職後見人による不正というのは、若干意味が違うんじゃないかなと思います。不正事案の状況のある程度分析しておくことが不正防止につながると思いますので、親族後見人と専門職後見人のそれぞれの不正の状況を教えていただきたいと思います。

説明者：不正の兆候が見られる、例えば預貯金がぐんと減るといったことがありますと、松江家裁では緊急に対応しまして、例えば銀行に対して出金停止の手続をとったり、また、新しい後見人を直ちに選任して、前の後見人の職務を停止したりします。

委員長：後見人から財産状況についてきめ細かく報告を受けるのが基本です。ただ、家庭裁判所がそれを全部やるということは非常に難しい。そこで、後見人を支援するような仕組みというのが必要であり、そういった支援のもとにおいて不正を防止していくことも必要になってきます。地域との連携の中で、これから更に考えていかないといけないところだ

ろうと思います。

説明者：少しだけ補足をさせていただきます。松江家裁の場合には，専門職後見人の不正というのは今のところ認知していません。親族後見人による不正ということになります。

委員長：本日承りました御意見を参考にして，松江家裁としてもこの制度の運用について，さらに検討し，広報にも努めていきたいと思っております。

以 上